

件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年7月24日公布、平成16年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>電気通信事業法の一部改正に伴う規定整備を行う。</p> <p>1 第2条第2項の改正（許可不要行為）  <u>第一種電気通信事業</u>、<u>有線放送電話業務又は有線放送業務</u>（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるもの（新築にあつては、<u>有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。</u>）の新築、改築、増築又は移転  <u>認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 第3条の改正（適用除外の行為…許可等に代えて知事に通知することを要する。）  <u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第一種電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u>  <u>認定電気通信事業</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>電気通信事業法の一部改正について</p> <p>1 電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止。参入について許可制を廃止して登録制又は届出制に移行</p> <p>（現行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種事業…自ら回線設備を設置してサービスを提供する事業 <u>許可制</u></li> <li>・ 第二種事業…他者の回線を借りてサービスを提供する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 特別第二種事業（第二種事業のうち一定規模以上のもの） <u>登録制</u></li> <li>└ 一般第二種事業（第二種事業のうち特別第二種事業以外のもの） <u>届出制</u></li> </ul> </li> </ul> <p>（新）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な回線設備を設置する事業 <u>登録制</u></li> <li>・ 上記以外 <u>届出制</u></li> </ul> <p>2 電気通信事業者によるインフラ構築の円滑化のため、公益事業特権に係る認定制度を導入</p> <p>（現行）第一種事業（回線設備設置） 参入の許可制 公益特権</p> <p>（新） 回線設備を設置する事業者 登録又は届出で参入 <u>事業の認定</u> 公益特権  <span style="margin-left: 150px;">└─▶ <u>認定電気通信事業</u></span></p> <p>公益特権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用に当たつての道路管理者の義務許可</li> <li>・ 他人の土地の使用権の設定</li> <li>・ 海底ケーブルを敷設する際の公用水面の使用</li> <li>・ 共同溝・電線共同溝の利用 等</li> </ul> <p>本県における風致地区（3市1町、15地区、696ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山広域都市計画区域 松山市梅津寺・城山・弁天山、伊予市下吾川、北条市恵良等 505ha</li> <li>・ 南予レクリエーション都市計画区域 津島町近家 191ha</li> </ul>	